

## ○岡山県事業認定審議会条例

平成14年6月28日 岡山県条例第56号  
岡山県事業認定審議会条例をここに公布する。  
岡山県事業認定審議会条例

(設置)

第1条 土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県事業認定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、土木部において行う。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成14年7月10日から施行する。